

平成 31 年度農林水産省

「植物品種等海外流出防止総合対策事業

(東アジア植物品種保護フォーラムの運営)」

平成 31 年度

植物品種等海外流出防止総合対策事業
(東アジア植物品種保護フォーラムの
運営)

報告書

令和 2 年 3 月

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会 (JATAFF)

目次

平成 31 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業(東アジア植物品種保護フォーラムの運営) 報告

1. はじめに	1
2. 事業の背景及び目的	1
3. 各国の PVP 制度整備・運用状況概要	1
4. 委託事業の実施方針	3
5. 事業の経過及び結果	4

【別紙】

(1) EAPVP フォーラム第 12 回本会合の開催(中国 2019 年 4 月)

① アジェンダ	9
② 参加者	10
③ 報告概要	11
④ UPOV 条約に基づく植物品種保護の国際セミナー報告	12
⑤ 採択された東アジア植物品種保護フォーラム実施規則改訂	13
⑥ 採択された東アジア植物品種保護フォーラム 10 年戦略改訂	15
⑦ 採択された協力活動案	19
⑧ 地域協力活動の進捗報告	21
⑨ 写真	25

(2) 10 年戦略及び各国個別戦略に沿った協力活動の推進

① 各国個別活動

ア ミャンマー 3 ヶ国高官のベトナム訪問(2019 年 7 月)

(a) 日程	27
(b) 参加者	27
(c) 報告概要	28
(d) 写真	28

イ ベトナム ダナン/ダラットセミナー(2019 年 9 月、11 月)

(ア) ダナンセミナー

(a) 日程	29
(b) 参加者	30
(c) 報告概要	31
(d) 写真	31

(イ) ダラットセミナー

(a) 日程	32
--------	----

(b) 参加者	33
(c) 報告概要	35
(d) 写真	35
ウ ミャンマー トマト DUS テスト研修 (2019 年 9 月)	
(a) 日程	37
(b) 参加者	39
(c) 報告概要	41
(d) 写真	42
エ カンボジア トウモロコシ DUS テスト研修 (2019 年 12 月)	
(a) 日程	43
(b) 参加者	45
(c) 報告概要	46
(d) 写真	48
② 地域協力活動	
ア 第 3 回東アジア植物品種保護フォーラム地域協力活動パイロットプロジェクト 会合報告 (2019 年 10 月／ベトナム)	49
(3) ホームページの管理	55
(4) 検討委員会の設置と運営	
① 検討委員会委員名簿	59
② 検討委員会開催概要	61

平成 30 年度植物品種等海外流出防止総合対策委託事業 (東アジア植物品種保護フォーラムの運営) 報告書

1. はじめに

本報告書は、農林水産省が行った公募による委託事業「平成 31 年度植物品種等海外流出防止総合対策委託事業（東アジア植物品種保護フォーラムの運営）」を（公社）農林水産・食品産業技術振興協会が受託して実施した事業の経過及び結果をまとめたものである。

2. 事業の背景及び目的

農林水産省は、平成 20 年度以降、日本、ASEAN 諸国、中国及び韓国（以下「構成国」という。）から成る「東アジア植物品種保護フォーラム」（以下「フォーラム」という。）の下、各国における植物品種保護（Plant Variety Protection 以下「PVP」という。）制度の整備・充実を促進するための人材育成や意識啓発等の協力活動を行ってきた。この結果、2017 年 10 月 26 日にジュネーブ（スイス）で開催された UPOV 第 51 回理事会において、ブルネイとミャンマーの植物品種保護法（ミャンマーは法案）について、植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）との適合性が認められるなど、各国における取組の成果が現れてきたところである（ミャンマーは、2019 年 11 月に法律の条約との整合性が承認）。両国は、今後、それぞれの国で国内手続及び条約批准書の寄託がされれば、正式な UPOV 加盟国となる。

しかし、依然として PVP 制度の運営が行われていない国、運営は行われているが、植物新品種保護国際条約への準拠が十分でなく、当該国際条約への加盟を果たしていない国が残されている。また、PVP 制度の運用が国相互で必ずしも十分に調和しておらず、効率的に植物品種の審査が行われていない。

こうした状況の下、今後 10 年のフォーラム活動を戦略的に展開すべく、第 11 回フォーラム本会合において、①各国による UPOV 条約に即した PVP 制度の強化及び②出願・審査手順の地域調和とメカニズムの構築、を共通方針とする「10 年戦略」が採択された。

このため、我が国で育成された新品種が東アジア各国で適切に保護されるための環境整備を行うことを目的とし、これまでに培われてきた機運をさらに醸成しつつフォーラムを戦略的に展開する。具体的には、各国の技術面、政策面の障害や政策決定のメカニズムを包括的に調査した上で PVP 制度の整備と相互調和に向けて有効かつ効率的であり、かつ、我が国の政策とも整合的な相互の協力活動を推進する。

3. 各国の PVP 制度整備・運用状況概要

(1) 加盟国における動き

ベトナムは、UPOV 加盟から 10 年経ち、2016 年 12 月 24 日に、保護の対象植物を、116 種類から、全ての種類に拡大した。

韓国は、UPOV 加盟から 10 年の 2012 年 1 月に保護の対象をすべての種類に拡大し、2013 年に法律を改正し、担当組織も再編し、ソウル近郊の安養（アニョン）から、韓国中部の慶尚北道金泉（キムチョン）に移転した。法律は、従来の種苗産業法から種子法部分を分離し、植物新品種保護法として、独立させた。韓国は法第 57 条第 2 項により、自家増殖に育成者権は及ばないこととしているが、現在その範囲を制限する（自家増殖を禁止する種類を指定する）ことを検討している。

中国は、2016 年度に審査期間の短縮を図り、登録品種数を大幅に伸ばした。また、農業部及び林業局とも代理人の指定を廃止し、自由化した。さらに、2017 年 4 月 1 日からは、出願費、登録費等品種保護に係るすべての官費が免除されるようになった。保護対象植物の数は順次拡大しており、2019 年 2 月に 53 種類の植物を保護対象リストに追加した。EU 等との審査協力を開始するとともに、実質的に保護水準を 1991 年条約に合わせるために条例を改正するための手続き中である。

(2) 法律は整備されたが規則の制定及び制度の運用は行われていない国

① ブルネイは、2015 年 4 月 13 日に 1991 年条約に準拠して「植物品種保護令」を作成し、さらに、2016 年 1 月 25 日に「植物品種保護令」を改正し、2017 年の UPOV 理事会において UPOV 条約との適合性が認められた。まだ、制度の運用は行われておらず、現在、DUS 審査体制の整備が進められている。UPOV 加盟のために残された手続きは、加入書を UPOV に寄託することのみである。当初は、2018 年前半を目指していたが、内閣改造の影響で遅れ、その後 2019 年 3 月末を目指したが、2020 年 2 月時点で手続きは終了していない。2019 年 11 月に担当当局が、検事総局（Attorney General Chamber）に移行した。

② ミャンマーは 2016 年 1 月 20 日に制定した「植物新品種保護法」を改正し、2017 年の UPOV 理事会において、改正法案の UPOV 条約との適合性が認められ、さらに、2019 年 11 月には、UPOV 理事会で修正法と条約との整合性が再確認された。また、2019 年 1 月には、主要作物の標準品種データベース構築ワークショップを開催し、標準品種の選定方法等について研修が行われた。今後、最初の審査基準としてイネの基準（テストガイドライン）を作成する予定とのことである。

(3) 品種保護制度を運営している国で、UPOV 条約に準拠した法令改正及び UPOV への加盟準備を開始している国

マレーシアは、2004 年に「植物新品種保護法」を制定し、2007 年に施行し、2008 年から品種保護制度を運用していたが、「農家、地域コミュニティもしくは原住民が育成し又は発見かつ完成させた植物品種」についても新品種として保護する規定が含まれているなど、UPOV 条約との整合性がとれていないため、UPOV に加盟できない状況にあった。

その後、2015 年 12 月から 1991 年条約に合わせて法律改正の作業を進め、上記の規定も切り離して別の法律（生物多様性条約の国内法）に入れる方針とのことである。さらに、2016 年には全国 4 か所に栽培試験センターを設置し、自前の栽培試験を開始した。従来は、他国で実施された審査報告書を利用する審査協力と育成者のほ場で栽培試験を実施する現地調査方式で審査を実施していたが、本フォーラムの協力活動等を通じて、審査技術等の向上が図られた成果と考えられる。

(4) UPOV 条約に準拠した法律は作成されたが、UPOV の審査が終了していない国

① カンボジアでは、2008 年 5 月 20 日に植物の新品種の保護に関する UPOV モデル法に準拠した「種子管理及び植物育成者権法」が作成された。現在 UPOV の法律

作成支援を活用している。まだ、規則は作成されておらず、DUS 審査体制についても検討中で、制度の運用は行われていないが、2020 年 1 月に農林水産省農業総局の中に PVP も担当する種子部を設置した。

- ② ラオスでは、2011 年 12 月 20 日に特許法が改正され、第 4 章に UPOV のモデル法に準拠した「植物新品種」の規定が追加された。しかし、特許法の植物新品種関連規則は制定されておらず、DUS 審査体制についても検討中で、制度の運用は行われていない。今後のステップについて、UPOV と協議中である。2018 年 12 月に UPOV 条約に基づく植物品種保護の国内啓発セミナーが開催され、PVP の重要性を認識するとともに、UPOV についてさらに理解を深めたいという意向が示された。

(5) UPOV 条約と整合しない国内法による制度運用が行われている国

ア タイでは 2019 年 1 月、商務省が農業局（DOA）と共同で、UPOV 加盟に慎重な全国農業者評議会（National Farmers Council）の代表に、ベトナムを訪問し、UPOV 加盟後のベトナム農業の発展状況を直接視察する機会が設けられた。2019 年に総選挙があり、省として UPOV 加盟に関する決定は行われていない。本事業によるセミナー等の開催を通じて、これらの国々においても、PVP 関係者のみならず種苗会社や育成者の意識は高まってきている。

イ インドネシアでは関係者の間では UPOV 加盟の意向はあるが、国会对応等の面で政治的に困難とのことである。

ウ フィリピンでは第 11 回フォーラム本会合の際に UPOV 加盟に向けての積極的な姿勢が示されたが、具体的な対応には至っていない。

4. 委託事業の実施方針

(1) 東アジア植物品種保護（EAPVP）フォーラム第 12 回本会合等の開催

ホスト国（中国）と協力し、また、担当職員と協議の上、「東アジア植物品種保護フォーラム第 12 回本会合」のスケジュール及び内容を固め、ホスト国と協力して一連の会合を開催する。また、実施に当たってはホスト国と調整の上、各国との連絡調整等のサポートを行う。

さらに、UPOV、UPOV 加盟国・地域及び種苗関係国際機関等と協力し、UPOV 条約に基づく多様な選択肢や解決策の提案を行うなど、効果的な事業実施に努める。

(2) フォーラム 10 年戦略に即した PVP 制度の運営に向けた協力活動の推進

第 11 回本会合で提案された 10 年戦略を踏まえ、各国から出された提案及び（１）のフォーラム本会合での審議結果を考慮しつつ、農林水産省及び各協力活動の提案国等と協議し、UPOV 加盟国等とも協力して実施する。具体的には、UPOV 加盟に向けた政策決定者の意識啓発のためのセミナー、ワークショップ、シンポジウムの開催、審査技術に関する研修、その他、本事業の趣旨に合致し、（１）のフォーラム本会合で合意された協力活動について支援を行う。

なお、協力活動の効果的な実施のために、各国の PVP 制度に関する基本情報や課題の調査を、文献調査や現地での聴き取り調査等により実施し、必要な情報を整理することとする。

(3) ウェブサイトの運営管理

ウェブサイトの運営管理については、収集した情報を整理し、迅速な情報提供を行う。また、各国の担当窓口等に関する情報を最新版に更新し、各国の最新の PVP 関連情報を収集し、掲載するなど、フォーラム構成国の要望を踏まえつつ、掲載情報の更なる充実を図る。

(4) 検討委員会の開催

事業目的に照らし、フォーラムを戦略的に展開するため、知的財産権法や育種分野の専門家を含む 6 名の国内有識者で構成される検討委員会を設置し、事業内容を踏まえ、戦略的な実施方針案を作成する。また、事業結果のとりまとめを行う。検討委員会は 3 回開催し、合意事項を記録した結果概要を作成する。

5. 事業の経過及び結果

(1) EAPVP フォーラム第 12 回本会合の開催

2019 年 4 月 23 日に中国北京市において、東アジア植物品種保護フォーラムメンバー国 12 か国の代表、ゲストとして UPOV、CPVO、GNIS、Naktuinbouw、USPTO、等が参加して EAPVP フォーラム第 12 回本会合が開催された。本年度の協力活動の実施については、各国担当者とメールにより協議し、実施時期を逸しないように事前に調整した。

会合では、UPOV の現況についての報告、10 年戦略（2018-2027）及び東アジア植物品種保護フォーラム実施規則に関する中国及び韓国からのコメントに関する議論、各メンバー国より更新した各国実施戦略(IIS)と共に協力活動案の発表、地域協力活動（パイロットプロジェクト）の進捗報告、2019-2020 年協力活動の採択がなされた。

10 年戦略の共通方針については、2019 年 1 月～2 月に提出された中国及び韓国からのコメントに関する文書とこれに対するメンバー国から提出された代替提案とともに審議し、東アジア植物品種保護フォーラム 10 年戦略の共通方針の一部改訂を採択した。

実施規則については、2019 年 1 月～2 月に提出された中国及び韓国からのコメントに関する文書を、一部のメンバー国から提出された代替提案とともに審議し、東アジア植物品種保護フォーラム実施規則の改訂を採択した。

採択された実施規則に沿って各国からの協力活動要請を検討した結果、本年度の要請案件は、全て採択された。また、次年度の第 13 回フォーラム本会合は、ブルネイで開催されることが決定された（その後、ブルネイの都合によりベトナムでの開催に変更となった）。本会合の前日、UPOV 条約にもとづく植物品種保護の国際セミナーが開催された。

(2) フォーラム 10 年戦略に沿った PVP 制度の運営に向けた協力活動の推進

①各国個別活動

ア ミャンマー 3 ヶ国高官のベトナム訪問

植物品種保護フォーラム 協力活動の一環としてミャンマー国からの提案により、2019 年

7月9日(火)～7月11日(木)に、ミャンマー、マレーシア、ラオスの高官がベトナムを訪問した。ベトナムより、ベトナムにおけるPVP制度について、特に社会経済的側面に与えたインパクトにフォーカスを当てて法律面も含めて説明。また、VINA Seed Corporationにおいて、ベトナムにPVP制度が確立して以降の同社の成功についてプレゼンテーションを行った。DUS試験場では、施設の見学、DUS試験の実施方法を紹介した。

イ ベトナム ダナン/ダラットセミナー

2019年9月6日(金)ベトナム国ダナン市サイゴントゥーランホテルにおいてベトナム中南部海岸エリアにおける植物品種保護セミナーが開催された。セミナーには、ベトナム政府関係者、研究機関、種苗会社、農業関係者等28名の他、UPOV担当官、農林水産省知的財産課が参加した。

2019年11月21日(木)に、ベトナム国ダラット市ラムドン省カンファレンスセンターにおいてベトナム中部高原エリアにおける植物品種保護セミナーが開催された。セミナーには、ベトナム国内の種苗会社・研究機関等の関係者等約80名の他、UPOV担当官、農林水産省知的財産課、gnis(フランス種苗協会) 国際関係理事が参加した。

ウ ミャンマー トマト DUSテスト研修

2019年9月30日(月)～10月4日(金)に、ミャンマー国ネピドー市の農業畜産灌漑省農業研究局において、トマトのDUSテスト研修が実施された。研修には、ミャンマー農業畜産灌漑省農業研究局内の5部より各5名計25名が出席し、講師は東アジア植物品種保護フォーラム検討委員会委員、ベトナム農業農村開発省が務めた。

エ カンボジア トウモロコシ DUSテスト研修

2019年12月17日(火)～20日(金)に、カンボジア国プノンペン市農林水産省農業総局おならびにプノンペン郊外のBontey Dek 農業試験場においてトウモロコシのDUSテスト研修が実施された。研修には、カンボジア農業開発研究所2名、農業総局園芸課及び工芸作物課11名、ミャンマー農業畜産灌漑省農業研究局2名の計15名が出席し、講師は、東アジア植物品種保護フォーラム検討委員会委員、ベトナム農業農村開発省PVPオフィス審査官が務めた。

オ ミャンマー PVP制度啓発ワークショップ

2020年3月19日(木)に、ミャンマー国ネピドー市においてPVP制度啓発ワークショップ開催が予定されていたが、新型コロナウイルスの影響により2020年3月10日ミャンマー側より延期の通知がなされた。

②地域協力活動

ア 第3回東アジア植物品種保護フォーラム地域協力活動パイロットプロジェクト会合

2019年9月3日(火)～4日(水)に、ベトナム国ハノイ市の農業農村開発省において、第3回東アジア植物品種保護フォーラム地域協力活動パイロットプロジェクト会合が開催された。会合には、ベトナムから農業農村開発省課長他4名、UPOV事務局次長他2名、日本から農林水産省知的財産課3名、マレーシア農業局作物品質管理課課長補佐外1名、ミヤ

ンマーから農業研究局次長他 1 名、フィリピンおよびタイから各 1 名が出席した。会合では、①出願様式 ②審査協力 ③新規性・命名の予備審査の可能性 ④パイロットプロジェクトにおける支援体制等について議論が行われ、次回第 4 回会合は、2020 年 3 月 17 日(火)～18 日(水)にミャンマー農業畜産灌漑省農業研究局において開催することとされた。

しかし、新型コロナウイルスの影響により 2020 年 3 月 10 日ミャンマー側より延期の通知がなされた。今後、オンラインによる準備会合の開催を検討することとなった。

(3) ホームページの管理 (別紙(3) 参照)

本会合・協力活動の実施報告、資料の掲載および本会合にて採択された 10 年戦略及び実施規則に基づいた内容への改訂を行った。また、地域協力活動パイロットプロジェクト会合の活動報告と資料をメンバー国と共有した。

(4) 検討委員会の設置と運営

事業目的に照らし、フォーラムを戦略的に展開するため、6 名の委員からなる検討委員会を設置し、4 月、10 月及び 2 月に 3 回の委員会を開催した。

(a) 第 1 回検討委員会開催 (2019 年 4 月 10 日)

第 1 回検討委員会では、平成 31 年度事業に関する概要説明を行い、本年度の事業実施計画及び事業実施方針について承認された。また EAPVP フォーラム第 12 回本会合の準備状況、各国からの協力活動案の説明を行い優先順位付け及び協力活動選定についての基本方針における承認が得られた。

(b) 第 2 回検討委員会開催 (2019 年 10 月 8 日)

第 2 回検討委員会では、東アジア植物品種保護フォーラム第 12 回会合、国際セミナー、実施された協力活動、今後の協力活動計画、パイロットプロジェクトの進捗状況について報告を行い、今後の協力活動の実施方針が承認された。

(c) 第 3 回検討委員会開催 (2020 年 2 月 13 日)

第 3 回検討委員会では、本年度の活動報告及び評価とパイロットプロジェクト第 4 回会合の議題を説明した。また第 13 回 EAPVP フォーラム年次会合について、開催地が当初予定されていたブルネイ国からベトナム国ハノイ市に変更となり、2020 年 7 月 8 日開催予定となったことを報告し、承認が得られた。

＜事業実施スケジュール＞

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) フォーラム本会合の開催	●											
(2) 協力活動の推進												
・意識啓発				★		★		★				
・審査技術研修						★			★			
(3) ホームページの運営管理												
(4) 検討委員会の開催	1					2					3	